

独立行政法人都市再生機構の保有する個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づく情報の開示請求に対する独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）における開示手続に係る審査基準等については、次のとおりとする。

第 1 開示請求の対象外

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が適用除外されている以下の文書は、開示請求の対象とならない。

- ・ 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報、事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報
- ・ 個人情報の記録されている訴訟に関する書類及び押収物

第 2 開示決定等の審査基準

（開示請求に対する措置）

第 82 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第 82 条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第 82 条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示すること必要があると認めるとき（法第 80 条）
- 2 開示しない旨の決定（法第 82 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報が全て不開示情報に該当する場合

- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第 81 条）
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報を機構において保有していない場合（法第 124 条第 2 項において、保有個人情報が保有されていないものとみなす場合を含む。）又は開示請求の対象が法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - (5) 開示請求の対象が法以外の法律における適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合
 - (6) 開示請求書に法第 77 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第 2 項に規定する開示請求にかかる保有個人情報の本人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、法第 77 条第 3 項に基づき、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (7) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の機構の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。機構の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。
- 3 前 2 項の判断に当たっては、保有個人情報に当たるかどうかの判断は「第 3 保有個人情報該当性等に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第 4 不開示情報該当性等に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第 5 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示を行うかどうかの判断は「第 6 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第 7 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

第 3 保有個人情報該当性等に関する判断基準

1 保有個人情報該当性の判断基準

開示請求の対象が法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、次の基準による。

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

なお、死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には含まれる。

(2) 「独立行政法人等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、独立行政法人等の役職員が当該役職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

(3) 当該個人情報「組織的に利用するもの」に該当するか否かについては、以下の事項等を総合的に考慮して判断する。

イ 当該個人情報の作成又は取得の状況

- ・役職員が便宜のためにのみ作成又は取得したものか
- ・直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったか

ロ 当該個人情報の利用の状況

- ・複数の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか

ハ 保存又は廃棄の状況

- ・専ら役職員の判断で処理できる性質の個人情報であるかどうか
- ・組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか

以下のものは「組織的に利用するもの」に該当しない。

(イ) 役職員が単独で作成し、又は取得した個人情報であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの

- ・自己研鑽のための資料
- ・備忘録等

(ロ) 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する法人文書と重複する文書の写しに記載された個人情報

(ハ) 役職員の個人的な検討段階に留まるもの

- ・決裁文書の起案前の役職員の検討段階の文書等に記載された個人情報。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。

(4) どの段階から「組織的に利用するもの」に該当するかについては、個人情報が記載された文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、以下の時点が目安となる。

イ 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点

ロ 会議資料については会議に提出した時点

ハ 申請書等については申請書等が機構の事務所に到達した時点

ニ 組織として管理している役職員共用の保存場所に保存した時点

(5) 「当該独立行政法人等が保有している」とは、所持している文書に記載されている状態をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば、「所持」に当たる。一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、「保有しているもの」に該当しない。

(6) 「法人文書に記載されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的

記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。したがって、役職員が単に記憶しているに過ぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものについて、これらが法人文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第4 不開示情報該当性の判断基準（第78条）

開示請求の対象である法人文書について、当該文書に記載されている情報が、法第78条第1項各号に列挙されている不開示情報に該当するものとして、当該文書を不開示とするにあたっての判断基準を以下のように定める。

1 本人に関する情報

第78条（本人に関する情報）

- 一 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

法第78条第1項第1号が適用される場合は、明示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報

第78条（個人に関する情報）

- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定

する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (1) 開示請求者以外の個人の権利利益の十分な保護を図るため、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報は、原則として不開示とする。

イ 「開示請求者以外の個人に関する情報」

「開示請求者以外の個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には含まれる。ただし、「開示請求者以外」の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法第78条第1項第3号及び「3 法人等に関する情報」の規定により判断する。

ロ 「その他の記述等」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述（住所、電話番号、役職名等）又は個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別できることが出来る限りにおいて含まれる。

- ハ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取り扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等を視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

- ニ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の開示請求者以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

- (2) 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第1項第2号イ）

イ 「法令の規定により」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にする

ことを定めている規定のほか、特定の範囲のものに限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

ロ 「慣行として」

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ハ 「知ることが予定されている」

「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは、将来知られることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知られるべきものと考えられることをいう。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第1項第2号ロ)

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にはさまざまなものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(第1項第2号ハ)

イ 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、過去に公務員であったものは「公務員等」に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、不開示とはならない。さらに、独立行政法人等の役職員及び地方独立行政法人の役職員を含む。

「公務員等」である個人の職務遂行にかかる情報が、当該「公務員等」以外の個人情報である場合など、ひとつの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、「公務員等」である個人にとっての不開示情報該当性と当該「公務員等」である個人以外の個人にとっての不開示情報該当性が別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

ロ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政

法人、地方公共団体又は地方独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

ハ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行にかかる情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思を持って（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、また知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人等に関する情報

第78条（法人等に関する情報）

- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（第1項第3号本文）

イ 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」

「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、認可法人、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情

報に当たるかどうかとも検討する必要がある。

ロ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

ハ 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」

当該情報を不開示とすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することによって保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護する必要性が上回るときには、当該情報は法第78条第1項第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(2) 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第1項第3号イ)

イ 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

ニ 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(3) 「行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(第1項第3号ロ)

法人等又は事業を営む個人から開示しないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護し、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護する。

イ 「行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの」

「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関等が、合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、第三者に対して当該情報を提供しないということを意味する。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関等から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

ロ 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしているだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報がすでに開示されている等の事情がある場合には、法 78 条第 1 項第 3 号ロには該当しない。

4 審議、検討等情報

第 78 条（審議、検討等情報）

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間」とは、これらの機関と独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(6) 「不当に」

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が方針決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、方針全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第1項第6号に該当するかどうかの検討を行う。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第78条第1項第6号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報の中に調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に法第78条第1項第6号に該当する可能性が低い。

(8) 具体例

法第78条第1項第6号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

イ 開示することにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

- ・ 審議会等における審議や具体的な意思決定の前段階として方針等の選択肢に関する自由討議・検討その他の機構内部における審議、検討等に関する情報であって、開示することにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
- ・ 最終的な意思決定に至るまでの過程で国の機関又は地方公共団体との間で行われる協議に関する情報であって、開示することにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
- ・ 予算成立前の予算に関する情報であって、公開することにより、予算作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの又は予算の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 各種計画、制度、方針、規則等の策定、変更又は改廃に係る資料等協議調整文書その他の計画、制度、方針、規則等の策定、変更又は改廃に関する審議、検討又は協議に係る情報
- ・ その他開示することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

ロ 開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報又は専門的な検討を経ていない情報
- ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
- ・ 構想段階の地区計画等に関する情報であって、開示することにより土地の買占めを招いたり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

- ・中間段階の研究成果等発表前に十分な専門的検討が必要な情報であって、検討前に公開することにより国民に誤解を与えるおそれがあるもの
 - ・未成熟な情報であって、開示することにより、当該情報が成熟したものと誤認されることにより、当事者に不利益を及ぼすおそれ又は社会的混乱を惹起するおそれのあるもの
 - ・その他開示することにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ハ 開示することにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報
- ・一定期間後に一斉公表が予定されている制度、基準等に関する情報
 - ・個別事業の個所づけが明らかになるもの（決定前に限る。）
 - ・その他開示することにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

5 事務又は事業に関する情報

第78条（事務又は事業に関する情報）

- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(第1項第7号本文)

イ 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げた事務又は事業のほかにも、同種のもの(ものが)反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等がある。これらについては、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合は不開示とする。

ロ 「当該事務又は事業の性質上」

「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

ハ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

- (2) 「独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(第1項第7号イ)

イ 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

ロ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相

互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は法 78 条第 1 項第 7 号イに該当する。

ハ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は法第 78 条第 1 項第 7 号イに該当する。

(3) 「独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（第 1 項第 7 号ロ）

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、不開示とはならない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第 78 条第 1 項第 7 号ロに該当する。

(4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第1項第7号ハ)

イ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ることをいう。

ロ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題のように、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものは、不開示とする。また、事後であっても、たとえば監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは法第78条第1項第7号ハに該当する。

(5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第1項第7号ニ)

イ 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

ロ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、①用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、②交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は

法第 78 条第 1 項第 7 号ニに該当する。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
(第 1 項第 7 号ホ)

例えば、

- ・知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ・試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

には、このような情報は法第 78 条第 1 項第 7 号ホに該当する。

- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第 1 項第 7 号ヘ)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は法第 78 条第 1 項第 7 号ヘに該当する。

- (8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第 1 項第 7 号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第 78 条第 1 項第 3 号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、不開示の範囲は法第 78 条第 1 項第 3 号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

- (9) 具体例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

イ 開示することにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報（第 78 条第 1 項第 7 号ニ関係）

- ・企業誘致、施設誘致に係る交渉方針、交渉結果等に関する情報
- ・訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報
- ・物品管理に関する予定単価、購入予定単価が推測できる情報であって、開示する

- ことにより物品管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 工事の契約に係る予定価格、予定価格が類推されるおそれがある積算単価等の情報であって、開示することにより入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（契約締結後は公開。）
 - ・ 工事発注案件の詳細情報であって、入札前に開示することにより、特定の者に利益を与えたり、談合を誘発する等入札の適正な遂行に支障を及ぼすもの（入札執行後は公開。）
 - ・ 国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人の用地買収全体計画等開示することにより国、地方公共団体、独立行政法人等が実施する公共事業若しくは契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ・ 用地取得等の交渉方針、交渉状況、補償内容又は予定地等が明らかとなる情報であって、開示することにより交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招く等、当該又は将来の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすもの
 - ・ その他開示することにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報
- ロ 開示することにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報（第78条第1項第7号ホ関係）
- ・ 調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、開示することにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの
 - ・ その他開示することにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報
- ハ 開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（第78条第1項第7号ヘ関係）
- ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報・職員の人事に関する調査結果等のうち、開示することにより任免、給与等の人事管理の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ・ その他開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報
- ニ 開示することにより、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報（第78条第1項第7号ト関係）
- ・ 開示することにより、取引における機構の当事者としての地位又は事業者としての競争上の地位その他経営上の正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・ 経営計画、事業計画、運営戦略等の策定に係る通常一般に入手不可能な情報であって、開示することにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・ その他独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る

る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

第5 部分開示に関する判断基準（第79条）

（部分開示）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

(1) 「開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合」

「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条本文では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

イ 当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を物理的に除去させることをいう。

容易に区分して除くことができない場合として以下の例が想定される。

- ・文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合
- ・録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合

ロ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般

的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示する場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

(4) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

個人識別情報が記録されているが、氏名等の部分だけを削除すれば残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

- (1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第1項第2号に規定す

る不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等を開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第6 裁量的開示に関する判断基準（第80条）

（裁量的開示）

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」

第78条第1項各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人等の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第7 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準（第81条）

（保有個人情報の存否に関する情報）

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

開示請求に係る法人文書の存否を明らかにするだけで、第78条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかか

ならず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、法令等の違反に関する特定の個人を対象とした調査に係る情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第8 訂正決定等の審査基準

(訂正請求に対する措置)

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価又は判断には及ばないものとする。

ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。

2 訂正する旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合

(2) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合

(4) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年

被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

- (5) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報に事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
- (6) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
- (7) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第9 利用停止決定等の審査基準

(利用停止請求に対する措置)

- 第101条** 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は以下により行う。

- 1 利用停止する旨の決定（法第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。
 - (1) 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合
いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。
 - (2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合
違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合をいう。
 - (3) 法第64条の規定に違反して取得されたものである場合
偽りその他不正の手段により取得されている場合をいう。
 - (4) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用又は提供されている場合
所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で保有個人情報を利用又は提供されている場合をいう。
 - (5) 法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合
所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されている場合をいう。
 - (6) 利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要

な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

- 2 利用停止しない旨の決定（法第 101 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合
 - (2) 法第 98 条第 1 項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
 - (3) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行われた利用停止請求でない場合
 - (4) 利用停止請求書に法第 99 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
 - (5) 利用停止請求に理由があると認められない場合
 - (6) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合